

先着順による県有地売払い申込要領

1 申込者の資格

契約を締結する能力を有しない未成年者、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない方は申込できません。

2 申込期日

「物件の詳細」を参照してください。

3 申込方法

県有財産売払申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付して高知県総務部管財課へ提出してください。

(1) 個人の場合は住民票の写し及び印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

なお、外国人の場合は、外国人登録済証明書の写しをもって代えることができます。

(2) 法人の場合は商業登記の写し及び印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

(3) 誓約書

4 契約相手方の決定方法

県有財産売払申込書を県が受理した日で先着順。ただし、同日において複数の買受け希望者から申込みがあった場合には、くじ引きにより契約相手方を決定します。

5 契約の締結方法等

県と契約相手方が売買契約書に記名押印することにより、契約が確定します。

県が契約相手方を決定して売払決定通知書を交付した日から20日を経過する日までに県と売買契約を締結していただきます。

なお、契約相手方が個人の場合は、契約締結時まで、本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局の発行する成年後見人登記証明書（記載のないことの証明）の提出が必要です。

6 売買代金の支払い方法

①契約締結と同時に全額支払う方法と、②契約締結時に1割以上の契約保証金を支払い残金を20日以内に支払う方法があります。

なお、②の場合において、残金を指定期日までに納付しないときは、売買契約が解除されて、契約保証金は県に帰属することとなります。

7 所有権の移転等

(1) 売買代金全額の支払時に所有権が移転するものとし、同時に土地、建物の引渡しがあったものとしします。

(2) 所有権の移転登記は、土地の引渡し後、買受者の請求により県が行います。

(3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税は買受者の負担となります。

8 申込先（問合せ先）

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県総務部管財課財産管理担当 電話 088-823-9323